

幕法と藩法の研究

—幕法への諸藩の対応について—

佐藤満洋

目次

はじめに

一 生類憐み令と諸藩の対応

二 尾張藩と杵築藩の動向

三 梵鐘鑄換大砲小銃令と九州天領

四 梵鐘鑄換大砲小銃令と諸藩の対応

おわりに

はじめに

近世の幕藩体制下では、徳川幕府の発する法令等（以下「幕法と総称する」）は、幕領・旗本領はもちろん、諸藩領の津々浦々にまで浸透していたと考えるのが一般的な考え方であろう。

元和令以下、歴代の將軍から発せられた武家諸法度に対して、諸大名は遵守を誓い、違反者に対して幕府は譜代大名・外様大名の別を問わず、改易・減封・転封等の処罰を行ったし、またひとたびキリスト教の禁止令が発せられれば、全国津々浦々にまでキリシタン検索の手がのびていた実態などを総合すると、右のように考えるのはしごく当然のことであろう。

しかし、筆者は元禄期の「生類憐み令」に対して幕法違反的行為と考えられる態度をとっている藩や、安政二年（一八五五）の「梵鐘鑄換大砲小銃令」に対して、これを無視した藩があることなどを知り、幕法といえども必ずしも全国的に遵守されていなかった場合があるのではないかと、との疑問を持つていた。

そこで本稿では試みに右の「生類憐み令」と「梵鐘鑄換大砲小銃令」の両幕法に焦点をしばって、諸藩の対応を検討することにした。

一 生類憐み令と諸藩の対応

將軍綱吉が発した生類憐み令は、貞享二年（一六八五）二月十二日の「鳥銃濫発禁止令」を初発とし、綱吉の死亡した直後の宝永六年（一七〇九）正月の「生類憐み令廃止」⁽²⁾までの二十五年間に、付表に示したように数々の生類憐み政策がうち出され、それに伴って処罰や褒賞も行われている。

この生類憐み令に対して諸大名はどのように対応したのだろうか。以下、諸藩の動向をみることにしよう。

豊後国府内藩では貞享四年（一六八七）十二月に次のような捨馬禁止の高札が建てられた。「捨馬之儀付、段々被⁽⁴⁾ 仰出候処、頃日も捨馬仕候もの有之候、急度御仕置可被⁽⁴⁾ 仰付候得共、先此度も流罪被⁽⁴⁾ 仰付候、向後捨馬仕候もの於有之は、可被⁽⁴⁾ 行重科者也、卯十二月日」。

この捨馬禁止令の高札と同一文言の高札は手近な史料を繰ってみると、肥後藩をはじめ久留米藩⁽⁵⁾・鹿児島藩⁽⁶⁾・松山藩⁽⁷⁾・広島藩⁽⁸⁾・岡山藩⁽⁹⁾・龜山藩⁽¹⁰⁾等々の諸藩にも見ることができ、

このうちで広島藩の「頭妙公濟美録」卷十七には、右の捨馬禁止令の注記に「右捨馬札貞享四年十二月被仰出、同五年元禄改元正月領内四拾老ヶ所へ建添」と記されている。

また肥後藩と岡山藩・龜山藩では、次のような同一文言の「口上之覚」が右の捨馬禁止令ともみられる。「捨馬不仕様に被仰出候得共相背者有之、最前遠嶋被仰付段々御仕置之処に、今以右之族有之重々不屈至極に候得共、御慈悲を以今度も右同罪ニ被仰付候、御領私領共に急度申付、畢竟生類あわれミ候処專一ニ可仕候、此已後捨馬いたし候は、其わけに寄御代官地头可為越度候、已上」と。

龜山藩の『藩法集』には上出の捨馬禁止令のあとに「村々御高札ニ御奥書被遊候事」と朱書があり、その後が続けて右の「口上之覚」が記されている。

各藩とも同一文言で書かれていることから、幕府が発した捨馬禁止令がそのまま藩法として、各領内に布告されたものであることを知ることができる。このかぎりでは幕府の威令が全国にゆきわたっていたと考えることができる。また二・三の藩だけに「口上之覚」が付けられていたとは考えにくいので、捨馬禁止令に「口上之覚」が付属しているのが本来の姿だったと考えてよいだろう。

次に、史料がやゝ長くなるが、多数の藩が藩法として領内に布達している生類憐み令を、もう一例あげてみよう。(13)

一 兼て被仰出候通、生類あわれミの志、弥專要ニ可仕候、今度被仰出候意趣は、猪、鹿あれ、田嶋を損さし、狼ハ人馬犬等をも損さし候故、あれ候時斗、鉄砲にてうたせ候様に被仰出候、然処ニ万一存たがい、生類あわれミの志をわすれ、むざと打候者有之候ば、急度曲事可申付候事

一 御領私領にて、猪鹿あれ、田嶋を損さし、或狼あれ、人馬犬等を損さし候節ハ、前々の通、随分追ちらし、夫にても止不申候は、御領にてハ御代官手代役人、私領にてハ地頭より役人並目付を申付、小給所にてハ其頭々え相断、役人を申付、右の

者共ニ急度誓詞致させ、猪鹿狼あれ候時斗、日切を定、鉄砲にてうたせ、其わけ帳面に注置候、其支配々々急度可申達候、猪鹿狼あれ不申候節、まぎらわしく殺生不仕候様ニ、堅可申付候、若相背もの有らば、早速申出候様ニ、其所々の百姓等ニ申付、みだりがましき儀候ば、訴人ニ罷出候様ニと、兼て可申付置候、自然かくし置、脇より相知候ば、常人は不及申、其所之御代官地頭可為越度事、右之通堅相守可申者也、

巳六月 日

これは元禄二年（一六八九）六月の生類憐み令であるが、肥後藩の阿蘇郡小国郷に現存するものには「大久保加賀守様御口上ニ而被仰渡之覚」として、「猪^(鹿)狼打して、其所ニ慥ニ埋置之、一切商売食物不^(可)仕候様、可被申付候、右者獵師之外事ニ候」という大久保加賀守の口上覚書がそえられている。

これなどは幕法がそのままコピーされて藩法になっている典型的な事例であろう。

元禄四年（一六九一）二月二十四日の「府内藩日記」⁽¹⁵⁾には「猪、高崎山ニ大分居申候て、田浦、七曹子、山口の者共、耕作ヲ荒シ迷惑申ニ付、獵師を頼、おどし申度」と、田浦村・七曹子村・山口村の百姓から願書が出されたのに対して、藩では「せこなしニ打可申」と命じているが、これは田浦村等の百姓が猪害にかなり悩まされていたことがうかがえる史料である。

猪害に困惑していた田浦村の百姓清六が、元禄七年の十二月十三日、手負猪に襲われるという事故がおきた。清六は自己防衛のため鎌を振りまわして防ぐうち、猪を殺してしまった。この時、府内藩では藩主名で事の顛末を幕府に次のように届け出した。⁽¹⁶⁾

私領内田浦村百姓清六申者、一昨十三日致耕作候所え、無何方共、手負猪一疋走来、清六を倒喰付、難義仕候、持合候鎌にて追拂候得共、逃不申候故、猪の首に鎌を引懸候得ば、退申候、鎌疵深、其上尾の上の古疵深御座候て、則時に死申候、右の猪、家来共並百姓立合吟味の上、其所ニ埋置申候、以上、

十二月十五日

松平對馬守

これは上出の元禄二年の大久保加賀守の口上をそのまま地であったもので、幕法に忠実であった典型的な藩の一例としてあげてよいだろう。

肥後藩では上述の阿蘇郡小国手永の事例のように、末端の惣庄屋文書中に、生類憐み令関係の法令が比較的多く保存されている。同藩も幕法をそのままの型で幕法として領内に布達した忠実な藩の一として数えることができよう。

このように幕法をそのまま幕法として領内に布達したり、幕法に従って逐一報告している藩がある反面、幕法に違反した行為を行っていた藩もあった。次項で紹介してみよう。

二 尾張藩と杵築藩の動向

(1) 尾張藩

御三家の一である尾張藩の元禄六年（一六九三）から、宝永五年（一七〇八）までの十六年間の動向をみると、あきらかに反幕法的行為と考えられる行為がみられる。塚本学氏の『生類をめぐる政治』⁽¹⁸⁾によって反幕法的行為を紹介してみよう。

付表の「鷹憐み令」にもみられるように、幕府は元禄六年（一六九三）に「鷹使いの廃止」を諸国に命じ、諸鳥の殺生を禁じた。しかし、尾張藩では郡奉行が「御留御鷹場之外」では雁・鴨・雉子・山鳥等の捕獲を認め、代りに運上を課していたという。同氏は「諸鳥殺生を運上により認めたのは、少くとも幕法のためまとは明らかに反するものであった」と、幕法違反を指摘しておられる。同藩の雁等の諸鳥捕獲許可は宝永五年（一七〇八）まで続き、同年三月にはじめて鳥殺生の禁令となつて取り消されるが、幕法違反行為は十六年余続いたわけである。

(2) 杵築藩

譜代藩である豊後の杵築藩では「犬憐み令」違反をしているのを見ることができ。まず『杵築藩町人の生活』⁽¹⁹⁾に実話とし

て収録されている話の概要から紹介してみよう。「宝永五年（一七〇八）閏正月二十四日、若松屋善七は辻の堂參詣に出かけた。このとき町方の小犬が一足ついてきた。小犬は追い返そうとしても帰らないのでそのままにし、弁当を分け与えるなどして連れて歩いた。

帰途、八坂千光寺の前まで来たとき、山手の方から大犬が飛び出して小犬に襲いかかった。善七は小犬をかばって犬を追い返そうとしたところ、こんどは善七に向かって来た。善七は身をかわしたはずみに誤って大井手溝に落ちた。そこで急いで岸にはい上ろうとしたところ、その大犬が善七の手に咬みついて放そうとしない。善七は無我無中で片手で脇差を抜いて犬を斬った。大犬は悲鳴をあげて逃げ去った。その後善七は十王堂まで帰ったが、犬に咬まれた手が痛んで歩けなくなり、十王堂に立ち寄って、自宅に使を頼むとともに医者を呼んで手当してもらった。そして夜に入ってからようやく家に帰りついた。

翌二十五日の朝、善七は口上書を奉行所に提出して前日の様子を届け出た。奉行所では、天下の御法度を犯したことになるので、独断はできないとして、二十六日に御寄合に右の旨を披露した。ところが、協議の結果、『御一同知らぬこと』として、善七には何の沙汰も行われなかった」という。

奉行の独断というのではなく、寄合での協議の結果「一同知らぬこと」にして不問にふしたということは、落ぐるみで幕法違反をしたことになる。あまりにもうまく出来すぎた話のようにも思えなくはないが、実はこの話を裏付けるような別の史料が同藩には残っているので、次にそれを紹介してみよう。

すなわち、元禄十五年（一七〇二）正月から宝永五年（一七〇八）までの七年間の町方役所の記録である「諸事覚書帳」⁽²⁰⁾がそれである。犬に関する記録を数日分抜粋して、紹介してみよう。

元禄十六年七月十六日

一町御奉行所被仰付ゆハ、町方犬ノ子数多、かうし(小路)へ出見ゆ、ふみころし不申様、かたづけゆ様可申付由ニゆ、

宝永四年四月十九日

一 前々方仰付ゆ通り生類憐みの事、弥相守ゆ様、且又犬ニ自然疵有之ニ相見申ゆ御犬之儀ハ、札付申由ニゆ、其外犬共疵付ちやうちやく致不申様に町方へ急度相触申様ニ組頭申付ゆ様にと、作右衛門殿口上にてても被仰付ゆ、

同年十一月六日、

一 町方主なし犬、尤主有犬町切ニ静ニ吟味致、いろよしあし、員数書上申様に被仰付、則組頭中へ申触、組頭中々書付差出ゆ
ニ付、同七日ニ都合五拾三疋書上申ゆ、藤右衛門組には犬一疋も居不申由、書上ひかへ帳に有、

同年十一月八日

一 野辺船ニ新町いぢわる犬三疋、中町わる犬一疋、メ四疋乗遣ゆ、此後出船次第御用所ニ御断申上ニ不及、式疋三疋宛乗遣し申す様にと被仰付ゆ、

同年十一月十一日

一 塩屋太郎兵衛船ニ新町犬^(マ)一疋、中町犬二疋^(マ)メ四疋^(マ)乗せ遣申ゆ、

右の町方役所記録のうち、元禄十六年（一七〇三）七月十六日の記述は、「仔犬を踏み殺さないようにせよ」との犬保護を町奉行から命じられたことを記したものであり、生類憐み令に忠実な藩命令である。

更に宝永四年（一七〇七）四月十九日の記録は、「前々方仰付ゆ通り」生類憐み令遵守を命じ、かつ疵つき犬をはじめ犬の保護が命じられていることを示している。

ところが同年十一月六日の記述は、町方の主なし犬の頭数を町内ごと静かに調べ、毛色のよしあしによる頭数報告を命じている。この結果、翌七日に五十三疋の犬がいたことが報告されている。この犬の頭数調査だけでは何も推測することができな

いが、翌十一月八日の記述をみると、実はこの犬の頭数調査は、ある目的のもとに行われたものであったことがわかるのである。

すなわち、十一月八日の記述は「新町のいぢわる犬三疋と、中町のわる犬一疋」の計四疋が野辺船に乗せられて、どこともなく送り出されているのである。野辺船という船名も無気味であるが、「此後出船次第、御用所ニ御断申上ニ不及」二、三疋宛乗せ遣わすようにとの命令は、犬の送り先が記されていないだけに注目される行為である。

岡山藩では正徳元年（一七一）以降、犬を島に取り捨てるべき旨の通達をしばしば発している。岡山藩の場合は生類憐み令解除後であるにもかかわらず、「一度ニ数多遣し候ハ、目立可申間、少々ツ、船便次第遣可申」と、世間体をばばかっていることと、杵築藩の「出船次第、御用所ニ御断申上ニ不及」二、三疋宛乗せ遣わす様にとの命令は、酷似しており、犬の処分方法の一として「船に乗遣」す方法が以前からあったのではないかとさえ思わせるほどの記述の一致である。

杵築藩では十一月十一日になると、塩屋太郎兵衛船に新町の犬と中町の犬を四疋（ないし六疋）を「乗遣」している。塩屋太郎兵衛船の船名から考えると八日の野辺船は、野辺送りの「野辺」ではなさそうでもあるが、生類憐み令のまったただ中での犬の「乗遣」し第一号の船名としては演出効果百パーセントの船名といえよう。

史料は省略したが、十一月十四日には新町三疋、谷町二疋、新右衛門組三疋、伊与屋犬二疋、塩屋又助犬一疋の都合十一疋の犬がどこともなく「乗遣」わされている。

「乗遣」わされた犬の総数をみると、宝永四年（一七〇七）中に四十一疋、翌五年に七十疋を数えることができる。

この犬の「乗遣」わしの記述から考えて、上述の若松屋善七事件を「一同知らぬ事」として不問に付した話を、できすぎた話として疑う必要はなさそうに思える。

以上の二例から杵築藩では少くとも綱吉時代末期には、犬に關しては幕法違反行為を行っていたわけであり、前項でみた府内藩が猪殺生を幕府に忠実に報告したことと好対象をなして、興味深いものを覚えさせる両藩の対応の相違である。

| 番号 | 年 | 月日 | 法令及び内容 |
|----|----|-------|------------|
| 36 | 8 | 2.21 | 令 鳶鳥巢払 |
| 37 | 8 | 2日 | 令 珍魚鳥等捕獲禁止 |
| 38 | 8 | 4.19 | 神津島に放鳥 |
| 39 | 8 | 9.19 | " " |
| 40 | 8 | 10.11 | 令 鳶鳥巢払 |
| 41 | 8 | 10.25 | 令 鷲角鷹放鳥を命ず |
| 42 | 8 | 11.5 | 大島に放鳥 |
| 43 | 8 | 12.4 | " " |
| 44 | 9 | 5.19 | 新島に " |
| 45 | 9 | 10.6 | 鳥見職廢止 |
| 46 | 9 | 10.7 | 令 鳥類殺生禁止 |
| 47 | 9 | 10.12 | 新島に放鳥 |
| 48 | 9 | 12.14 | 大島に " |
| 49 | 10 | 2.15 | 令 鳶鳥巢払 |
| 50 | 10 | 4.12 | 新島に放鳥 |
| 51 | 10 | 8.22 | 大島に " |
| 52 | 10 | 10.9 | " " |
| 53 | 11 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 54 | 11 | 3.7 | 大島に放鳥 |
| 55 | 11 | 4.2 | 新島に " |
| 56 | 11 | 5.25 | 大島に " |
| 57 | 11 | 7.26 | " " |
| 58 | 11 | 8.29 | " " |
| 59 | 11 | 10.9 | " " |
| 60 | 11 | 11.23 | " " |
| 61 | 11 | 11.25 | 三河国西尾に放鳥 |
| 62 | 12 | 1.16 | 大島に放鳥 |
| 63 | 12 | 2.10 | 伊勢国桑名に放鳥 |
| 64 | 12 | 2.13 | 大島に放鳥 |
| 65 | 12 | 5.6 | " " |
| 66 | 12 | 9.7 | 鹿島香取に放鳥 |
| 67 | 12 | 閏9.7 | 大島に放鳥 |
| 68 | 12 | 11.7 | " " |
| 69 | 12 | 11.12 | 伊勢国桑名に放鳥 |
| 70 | 12 | 12.14 | 大島に放鳥 |
| 71 | 13 | 2.6 | " " |
| 72 | 13 | 3.23 | " " |
| 73 | 13 | 5.19 | " " |
| 74 | 13 | 7.21 | " " |
| 75 | 13 | 7.24 | 令 生魚鰻鱈売買禁止 |
| 76 | 13 | 11.29 | 大島に放鳥 |

〔付表〕

(「徳川実紀」より作成)

(1) 鳥魚貝類等憐み令

| 番号 | 年 | 月日 | 法令及び内容 |
|----|-----|-------|-----------------|
| 1 | 貞享2 | 2.12 | 令 鳥銃濫發禁制 |
| 2 | 2 | 11.7 | 令 魚貝海老等食用禁止 |
| 3 | 4 | 2.27 | 令 魚貝類食用禁止 |
| 4 | 4 | 3.26 | 令 生鳥飼養鶏校殺禁 止 |
| 5 | 元禄3 | 3.16 | 令 鳶鳥巢払 |
| 6 | 4 | 7.12 | 鳥医増員 |
| 7 | 4 | 10.21 | 新島に鳶鳥950隻放 |
| 8 | 4 | 10.24 | 令 蛇動物諸芸見せ物 禁 |
| 9 | 4 | 11.14 | 令 鳶鳥巢払 |
| 10 | 5 | 2.5 | 令 飼鳥届出 |
| 11 | 5 | 2.19 | 伊豆新島に放鳥 |
| 12 | 5 | 5.22 | 神津島に放鳥 |
| 13 | 5 | 8.26 | " " |
| 14 | 5 | 11.1 | 大島に " |
| 15 | 5 | 12.27 | 神津島に " |
| 16 | 6 | 2.15 | 大島に " |
| 17 | 6 | 5.9 | " " |
| 18 | 6 | 6.7 | " " |
| 19 | 6 | 6.23 | " " |
| 20 | 6 | 8.16 | 令 釣魚禁制 |
| 21 | 6 | 11.5 | 神津島に放鳥 |
| 22 | 6 | 12.1 | 新島に " |
| 23 | 6 | 12.12 | 大島に " |
| 24 | 7 | 2.27 | " " |
| 25 | 7 | 5.13 | " " |
| 26 | 7 | 閏5.11 | " " |
| 27 | 7 | 6.19 | 新島に " |
| 28 | 7 | 7.1 | 神津島に " |
| 29 | 7 | 7.25 | 大島に " |
| 30 | 7 | 8.16 | 新島に " |
| 31 | 7 | 8.26 | 鹿島に " |
| 32 | 7 | 9.5 | 令 金魚銀魚の届出 |
| 33 | 7 | 9.29 | 新島に放鳥 |
| 34 | 7 | 11.16 | 藤沢浄光寺に放金 魚銀魚 |
| 35 | 7 | 11.17 | 大島に放鳥 |

(2) 鷹横み令

| 番号 | 年 | 月日 | 法令及び内容 |
|----|-----|-------|---------------|
| 1 | 延宝8 | 5.26 | 家綱の廟前に鷹3据放つ |
| 2 | 天和2 | 3.21 | 鷹匠省かる |
| 3 | 2 | 12.5 | 鷹匠より組替 |
| 4 | 貞享4 | 2.16 | 令 私放鷹禁制 |
| 5 | 元禄1 | 7.1 | 鷹坊の黄鷹河越の山辺に放つ |
| 6 | 6 | 9.10 | 令 鷹使いを廃止 |
| 7 | 6 | 9.12 | 鷹坊の鷹新鳥に放つ |
| 8 | 6 | 10.15 | 紀甲水尾四御鷹場返上 |

(3) 犬横み令

| | | | |
|----|-----|-------|---------------|
| 1 | 貞享2 | 7. | 令 犬猫つなぐを禁ず |
| 2 | 4 | 2.21 | 令 憐み慈愛を命ず、犬 |
| 3 | 4 | 4.10 | 令 " 禽獣 |
| 4 | 4 | 7.20 | 令 " 犬 |
| 5 | 元禄4 | 2.28 | 令 " 闘犬の引分け |
| 6 | 5 | 1.21 | 令 " 狗子 |
| 7 | 5 | 10.31 | 令 " 狗子、狂犬 |
| 8 | 6 | 10.日 | 令 " 犬 |
| 9 | 7 | 1.28 | 令 " 犬 |
| 10 | 7 | 4.27 | 令 " 狗 |
| 11 | 7 | 5.22 | 令 " 犬 |
| 12 | 7 | 5.29 | 令 " 犬 |
| 13 | 7 | 7.12 | 令 犬皮製鞆禁制、転業 |
| 14 | 7 | 7.日 | 令 憐み慈愛を命ず、犬 |
| 15 | 8 | 2.7 | 令 " 狗 |
| 16 | 8 | 2.13 | 令 " 犬 |
| 17 | 8 | 5.23 | 大久保、四谷犬小屋支配新設 |
| 18 | 8 | 10.11 | 令 捨犬(捨子) |
| 19 | 8 | 10.29 | 中野犬小屋職員、落成 |
| 20 | 8 | 12.21 | 令 捨犬 |
| 21 | 9 | 7.22 | 令 犬 |
| 22 | 10 | 2.日 | 令 犬 |
| 23 | 宝永2 | 11.14 | 令 犬 |
| 24 | 4 | 3.20 | 令 犬 |
| 25 | 5 | 11.9 | 令 犬 |

| 番号 | 年 | 月日 | 法令及び内容 |
|-----|-----|-------|----------------|
| 77 | 14 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 78 | 14 | 5.11 | 伊勢国桑名に放鳥 |
| 79 | 14 | 6.4 | 大島に放鳥 |
| 80 | 14 | 8.10 | " " |
| 81 | 14 | 10.9 | " " |
| 82 | 15 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 83 | 15 | 1.日 | 令 銃殺鳥売買禁止 |
| 84 | 15 | 4.12 | 大島に放鳥 |
| 85 | 15 | 5.19 | " " |
| 86 | 15 | 7.2 | " " |
| 87 | 15 | 8.14 | " " |
| 88 | 15 | 閏8.25 | 利島に " |
| 89 | 15 | 9.27 | 新島に " |
| 90 | 15 | 12.18 | 大島に " |
| 91 | 15 | 12.21 | 伊勢国桑名に放鳥 |
| 92 | 16 | 5.18 | 大島に放鳥 |
| 93 | 16 | 6.26 | " " |
| 94 | 16 | 8.11 | " " |
| 95 | 16 | 10.3 | " " |
| 96 | 16 | 11.21 | " " |
| 97 | 16 | 12.19 | " " |
| 98 | 宝永1 | 1.29 | 令 鳶鳥巢払 |
| 99 | 1 | 3.2 | 大島に放鳥 |
| 100 | 1 | 8.9 | " " |
| 101 | 1 | 12.4 | 伊勢国桑名に放鳥 |
| 102 | 1 | 12.23 | 大島に放鳥 |
| 103 | 2 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 104 | 2 | 3.1 | 伊豫代官所・大島に放鳥 |
| 105 | 2 | 閏4.9 | 大島に放鳥 |
| 106 | 2 | 8.21 | " " |
| 107 | 2 | 9.20 | 令 鶯鶯類以外は届出 |
| 108 | 2 | 9.28 | 令 鶯鶯願以外の飼育禁(馬) |
| 109 | 3 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 110 | 3 | 11.10 | 大島に放鳥 |
| 111 | 4 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |
| 112 | 4 | 2.23 | 令 飼育、鳥獣売買禁(馬) |
| 113 | 4 | 8.11 | 令 魚鳥売買禁止 |
| 114 | 5 | 1.28 | 令 鳶鳥巢払 |

(8) 鶴紋・鶴屋号・その他禁令

| 番号 | 年 | 月日 | 法令及び内容 |
|----|-----|-------|----------------------------|
| 1 | 元禄1 | 2.日 | 令 鶴紋、鶴屋号等禁止 |
| 2 | 3 | 6.5 | 令 鳥黏商売禁止 |
| 3 | 3 | 10.23 | 令 (牛馬、大八車に宰領をつけ生類ひき殺さざるよう) |
| 4 | 4 | 11.14 | 令 (鳥類の項ととも) |
| 5 | 8 | 12.日 | 令 (積荷制限) |
| 6 | 宝永4 | 8.日 | 令 " |
| 7 | 4 | 11.20 | 令 " |

(9) 生類憐み令(全般的)

| | | | |
|---|-----|-------|-----------|
| 1 | 元禄7 | 10.10 | 令 下々まで仁心を |
| 2 | 13 | 7.24 | 令 " |
| 3 | 宝永2 | 9.28 | 令 (鳥魚まで) |
| 4 | 4 | 9.10 | 令 (検屍) |

(10) 生類憐み褒賞・処罰

| | | | |
|----|-----|-------|-----------------|
| 1 | 貞享4 | 4.9 | 病馬遺棄者遠流 |
| 2 | 4 | 4.10 | 殺犬者遠流 |
| 3 | 4 | 4.30 | 鳩を礮にて打(与力同心被遠慮) |
| 4 | 4 | 9.13 | 令 生類毀傷なきよう |
| 5 | 元禄1 | 5.30 | 違反者追放(武、小人) |
| 6 | 1 | 10.3 | "・寺院閉門 |
| 7 | 2 | 2.27 | 捨病馬(陪臣14、農民25)流 |
| 8 | 2 | 10.4 | 犬争濫等閑(武士)閉門 |
| 9 | 7 | 3.5 | 違反・小普請遠慮 |
| 10 | 7 | 3.11 | 馬ものいひ流言者処罰 |
| 11 | 7 | 4.3 | 褒賞 病馬看護 |
| 12 | 8 | 10.16 | 切腹11人、其子流罪 |
| 13 | 9 | 8.6 | 褒賞 殺犬者梟首訴人褒金 |
| 14 | 15 | 10.15 | 犬を毀傷、切腹 |
| 15 | 宝永1 | 7.10 | 褒賞 病馬看病 |
| 16 | 2 | 5.9 | 病馬を愛護せず閉門 |
| 17 | 2 | 11.6 | 鶺に黏竿を投げ閉門 |
| 18 | 2 | 11.25 | 鳥をとり飼う、追放 |
| 19 | 5 | 9.29 | 病馬を愛護せず閉門 |
| 20 | 5 | 10.27 | 違反、武士3人追放 |

(4) 捨子禁令

| | | | |
|---|-----|-------|----------|
| 1 | 貞享4 | 4.11 | 令 捨子養育 |
| 2 | 元禄3 | 10.26 | 令 捨子禁令 |
| 3 | 8 | 10.11 | 令 捨子(捨犬) |
| 4 | 13 | 7.13 | 令 " |
| 5 | 宝永1 | 2.13 | 令 (捨犬) |
| 6 | 1 | 9.日 | 令 " |

(5) 鉄砲令

| | | | |
|---|-----|------|---------------|
| 1 | 天和2 | 6.3 | 令 腰物特鉄砲葉込の職停廢 |
| 2 | 貞享2 | 2.12 | 令 鳥銃濫発禁制 |
| 3 | 3 | 4.22 | 令 鉄砲考察制 |
| 4 | 元禄1 | 10.日 | 令 市井鳥銃査檢 |

(6) 馬匹憐み令

| | | | |
|----|-----|-------|-------------------|
| 1 | 貞享2 | 9.19 | 令 馬の筋のぶること |
| 2 | 3 | 2.3 | 令 禁 馬の尾を巻くこと |
| 3 | 3 | 2.7 | 令 禁 馬の尾さき焼くこと |
| 4 | 3 | 2.23 | 令 尾筋、尾を取て索と禁 通ること |
| 5 | 4 | 1.28 | 令 捨牛馬禁 |
| 6 | 4 | 4.9 | 令 捨馬禁 |
| 7 | 4 | 11.15 | 令 " |
| 8 | 4 | 12.23 | 令 " |
| 9 | 元禄6 | 6.日 | 令 馬ものいう由流すこと禁 |
| 10 | 11 | 7.28 | 令 病馬に慈愛 |
| 11 | 15 | 5.9 | 令 荷馬の重荷禁 |
| 12 | 宝永2 | 6.3 | 令 牛馬に重荷禁 |
| 13 | 2 | 9.28 | 令 牛馬(鶺鷲) |
| 14 | 3 | 2.19 | 令 廟馬養育 |
| 15 | 4 | 2.23 | 令 牛馬重荷禁 |
| 16 | 5 | 8.12 | 令 馬 |
| 17 | 5 | 10.23 | 令 馬 |

(7) 猪鹿狼(憐み令)

| | | | |
|---|-----|------|------------------------------|
| 1 | 元禄2 | 6.28 | 令 荒る時のみ獵可 その場に埋め商売 食用禁 |
| 2 | 3 | 2.25 | 令 下総佐倉山犬打払 |
| 3 | 3 | 4.10 | 令 子狼遠境に放たしむ |
| 4 | 5 | 11.4 | 令 武蔵喜多見狼打払 |
| 5 | 6 | 4.30 | 令 あるとき打払 |
| 6 | 8 | 5.26 | 令 野獸家畜 |
| 7 | 11 | 9.25 | 令 " |
| 8 | 14 | 4.4 | 令 近郊猪鹿打払少く |

三 梵鐘鑄換大砲小銃令と九州天領

安政二年（一八五五）三月三日付で、幕府は前年の十二月二十三日に出された太政官符の趣旨を体した形で、諸藩に対して海岸防禦のための梵鐘鑄換大砲小銃令⁽²²⁾を發した。やゝ長くなるが同幕法を紹介し、この幕法に対する諸藩の対応の様子をみることにする。

伊勢守殿御渡

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘、本寺之外、古來之名器、及び當節時之鐘ニ相用候分相除、其餘可鑄換大砲小銃之旨、從京都被 仰進候、海防之儀、専ら御世話有之折柄、叡慮之趣、深く 御感戴被遊候事ニ候間、一同厚相心得、海防筋之儀彌可相勵旨被 仰出候、尤右之趣、諸寺院江者、寺社奉行方申渡候間、被得其意、取計方等委細之儀、追而可相達候、右之通、被 仰出候間、向々江不洩様可被達候、

三月

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以、可鑄換大砲小銃之旨、被 仰出候、右者武備御充実之御趣意ニ候間、此外銅鉄者勿論、錫、鉛、硝石等、何れも必備之品ニ付、右等ニ無之候而も相濟候品を、右類ニ而相製し候儀、自今不相成事ニ候、且又梵鐘をも鑄換被仰出候程之儀ニ付、銅鉄を以新規ニ仏像等鑄造致し候儀難相成候、仏器之儀も、木製又者陶器等ニ而も相濟候分者、以來銅鉄類を以製造之儀可為無用候、右之通、可被相觸候、

三月

前半の文書は、「海防のため、本寺以外の諸寺院が所持するところの名器、及び時之鐘を除き、その他の梵鐘を大砲や小銃に鑄換えよ」との朝廷より「被 仰進」た「叡慮之趣」を、將軍が深く「御感戴被遊」て、「一同厚相心得、海防筋之儀弥可

相勵」よう、全国に布達するといふものである。

右の二通は阿部伊勢守正弘から諸大名や天領の郡代・代官等に布達された。

さらに安政三年（一八五六）九月になると幕府は大目付に、右の幕令を大名に徹底させるべく次のような命令を下した。⁽²³⁾

大目付江

諸国寺院ニ之有ゆ梵鐘之儀、本寺并古来之名器、当節時之鐘ニ相用ゆ分相除、其余者不殘、大砲小銃ニ鑄換可旨、先達⁽²²⁾
^(被脱)而 仰出ゆ、

一鉢・梵鐘之儀者、其寺々法器ニ候得者、容易ニ御沙汰之有る可品も之れ多くゆ得共、近来諸夷引続入津いたし、武備専用之御時節、大砲小銃共ニ急務之品にて、御国備堅固ニ成置れ度、格別之 叡慮も之れ有、被 仰出ゆ事ニゆ条、寺院者勿論、大小之価越寄進之輩至る迄、厚御主意之程相弁へ、法用之儀者在来之半鐘又者盤木・大鼓等相用、本寺并当節相用ゆ時之鐘之外、撞鐘之分者一同 公儀江差上可ゆ、勿論万石以上領内之分者、其処領主江下され、領主ニテ鑄換、万石以下知行并御代官・領主・地頭へ附属ニ之なき寺院、其社領之分共ニ御料所寺院一同、公儀ニ於て鑄換被 仰付ゆ間、御府内者寺社奉行、其余者最寄、遠国は奉行・御代官・御預所領主ニ而、寺院本末并梵鐘有無、名器・時之鐘之訳等糺之上取斗、時宣ニより壇家惣代之者呼出ゆ儀も之れ有る可ゆ

一万石以下知行之分茂、自分ニ而鑄換之儀相願ゆハ、其通ニも可被 仰付ゆ間、早々願書差出さる可候、

但自分ニ^(鑄脱)而換被 仰付ゆ得者、公儀ニて者御構之なくゆ間、万石以上之振合ニ準、知行所寺院一手ニ取斗ゆ儀と心得可

ゆ、

右之通被 仰出ゆ間、其意得奉ゆ、尤諸寺院に者寺社奉行方申渡ゆ間、本末取調、其之外取斗方之儀者、安藤長門守江承合

取斗ある可ゆ、

右趣、向々江洩さる様相触らる可ゆ、

幕府は、大目付を通じて命じたこの幕法に続いて「心得方書取」を示し、梵鐘取調べの徹底をはかった。「心得方書取」は次の通りである。

心得方書取

諸寺院梵鐘之儀ニ付、御触之内、在来之名器之有りゆハ者、稀なる儀ニ之れ有る可ゆ間、名器たる事判然、紛無分斗相除ゆ積、

一 鐘銘之内

勅額

台命、宝船、長久、

御武運悠遠、其外

天下泰平、国家鎮護等之文字之有ゆ共、(酌カ) 對配ニ及はずゆ事、

一 郷由緒并諸家由緒等之れ有由之銘文之有る趣ニて趣ニて用捨之儀申立ゆ共、容易ニ取用らる可筋二者之無、尤格別訳立ゆ分

其外遮而難洪申立ゆ分者、長門守へ申聞く可ゆ事

一本寺と唱ゆ内、大本寺、中本寺、小本寺、本寺並等之名目有之ゆ得共、壹式ヶ寺ニ而も末門徒之有りゆ分者、相除ゆ積、

但諸国録所其外末寺者之れ無く候共、本寺之無、一本立(マ) 類之大地(マ)、或者寺格宜次第、長門守方へ申聞く可ゆ事、

一 御朱印地之分、差別之れ無事

一 塔頭寺中茂門末之れ無ゆ得者、末寺同様之事、但神社之別当、社僧茂同断之事、

一 領主付屬ニ之れ無寺院者、仮令領内ニ孕み居ゆ共、公義ニ而取調被 仰付ゆ間、私領ニゆ共相除申可事、

一寺院之内無住之分者、留守居僧等にて決難き筋者、其寺兼帯之本寺、又者法類組合寺等相糺、請印申付く可事、一梵鐘差出方、持運等之儀、寺院共難洪ニ相成れる様、追而請取者差出、万端領主方ニ而取斗申可事、

上出の阿部伊勢守から示された二通の幕法と大目付を通じて出された幕法、及び「心得方書取」の四通の布達に対する九州天領の対応の様子を、「豊後国日田郡代役所・申送書」⁽²⁵⁾によってみることにしよう。

同「申送書」は旧西国郡代役所の政務を、幕末に預った豊後国森藩と同岡藩が明治政府の命をうけて、慶応四年（一八六八）四月に旧郡代役所の役人に記述させて日田県に引き継いだ文書（申送書）⁽²⁶⁾で、その内の雑件事項中に梵鐘鑄換大砲小銃令に係わる事項が七カ条みられる。同史料の記述は、上掲三通の幕法の要旨を記し、続けて次のように記されている。

右は格別重き被仰出に候条厚可相心得旨、諸寺院え不洩様早々可申渡旨安政二卯年三月被仰出、且右御書付之趣無本寺之寺院等は触達不行届候間、右之分は御料・私領とも銘々最寄より相達請書取之可差出、右は阿部伊勢守殿御差図之趣を以、寺社奉行中より掛合之旨調方心得書取相添、同年七月中本多加賀守より岩之丞支配中達⁽²⁷⁾に付、豊後・豊前・日向・肥前・筑前国寺院え相達取調候処、被仰出之趣承知いたし、梵鐘有之分は追而請取之者向次第無異儀可差出旨請書差出、梵鐘無之分は其段之書付差出、且西国筋万石以下梵鐘取調方之儀、寺社奉行安藤長門守様え問合候処、掛合之上先方に而自分鑄換之儀其筋え相伺候心得之趣等申聞候はゞ、伺済之上其旨申越候様相答有之分は其訳相認、惣休之取調書出来次第可申聞旨挨拶有之候に付、右心得を以取調、元支配所并万石以下之分とも、都而梵鐘差出候旨并無之趣之書付類本紙は留置、写類之取調書相添、同巳年五月安藤对馬守様方え岩之丞より差出方相済候旨申送有之候、

右の史料から西国郡代役所管内の天領の寺院はもちろん、大名領に付属なき万石以下の所領をもつ寺院等の梵鐘取調が、同

郡代役所の手で行われたことがわかる。

その結果、豊後国日田郡竹田村照蓮寺をはじめ、同村願正寺外二カ寺と、同郡中城村大超寺・岳林寺・筑前国怡土郡加布里村正入寺・恩誓寺の諸寺は、いずれも宗派の役寺や掛所同列等の理由により、「本寺列之趣を以、末寺有之寺院」に準ずる扱いが行われ、梵鐘差出が免除されている。

また豊後・豊前・日向・肥後の村々の寺院の内、豊後国広田寺はか二十五カ寺は中本寺・小本寺・掛所等の理由により、梵鐘取調免除願が出され、これらも「末寺有之寺院」に準じ免除が行われている。

さらに日田郡城内村永興寺は古来から「時之鐘」を鳴らしてきた寺院であることから、これも除くことになった。以上の三十四か寺については寺社奉行安藤対馬守に伺いをたて、その許可のもとに右の処置が行われている。

さらに西国郡代役所では支配所内の寺院以外で万石以下の知行を与えられている寺院、および大名領に所属していない寺院（附属に無之寺院）も同様に梵鐘取調の対象とした。

その結果、豊前国彦山靈山寺もリストアップされたが、同寺は小倉藩（小笠原伊予守）領に属するため同藩に梵鐘調査実施の有無を照会した。そして靈山寺と同寺領内にある寺院は、ともに小倉藩の手で梵鐘を大砲に鑄換る旨の回答を得た。

このように西国郡代役所が梵鐘調査の徹底をはかるべく努力したことを、「申送書」は物語っている。

四 梵鐘鑄換大砲小銃令と諸藩の対応

(1) 肥後藩

梵鐘鑄換大砲小銃令に対して諸藩はどのように対応したであろうか。まず肥後藩の場合から見ることしよう。

同幕法への肥後藩の対応史料は、同藩豊後領久住手永惣庄屋に宛てた一連の法令が現存している。同史料はすでに筆者が本誌に全文を紹介済みであるので、本稿では可能なかぎり重複をさけて、史料の再出は必要最少限にとどめることにする。

肥後藩では阿部伊勢守を通じて命じられた上掲の二通の幕法をうけて、安政二年（一八五五）九月十八日に寺社奉行から領内の寺院に対して次のような命令を出している。

海岸防禦之為、諸国寺院之梵鐘（換）鑄替大砲小銃之旨付而、阿部伊勢守様被成御渡ゆ御書付写二通差遣ゆ、尤追而之儀者、公辺之御模様可有之ゆ間、先此旨相心得ゆ様、此段一派中江茂可有通達ゆ、以上

（安政二）
九月十八日

寺社御奉行所

神護寺列

これによると阿部伊勢守より示された上掲の二通の幕法の写を、藩内各宗派の中心寺院に寺社奉行所から示し、「公辺之御模様可有之ゆ間、先此旨相心得」ておくことと、具体的な指示は「公辺之御模様」待ちとする通達をしている。

しかし郡代には同じ日に上掲の阿部伊勢守からの幕法の写二通に添えて右の通達の写を示し、「御支配之寺院江可有其御達ゆ」と、一般行政ルートによっても通達している。

阿蘇郡小国・久住郡代では右の通達をうけて、同年十月二十三日付で小国手永の満願寺ほか十五カ寺と、久住手永の猪鹿寺ほか七カ寺に直接、梵鐘の差出を命じている。そして小国・久住両手永惣庄屋には「為承知」として、右の一連の写を送付して梵鐘鑄換大砲小銃令一件についての精通をうながしている。

翌安政三年（一八五六）の九月になると、上掲の大目付を通じて示された幕法と「心得方書取」をそのまま写として手永惣庄屋まで布達している。

そして梵鐘等の調査にあたって、寺社から請書を提出させるための雛形を安政四年（一八五七）五月二十四日付で郡代に示した。雛形の一例を示すと次の通りである。

小紙堅紙

御請申上ゆ覚

一 撞鐘

幾ツ 高何尺
口何尺

右者何宮社内ニ御座ゆ処、今度御達之旨、其意を得奉、名器并時之鐘ニ而も之れ無くゆ間、何時ニ而も御用之節者仰付られ次第異儀なく差出申可ゆ、其為請書如是御座ゆ、已上、

年号月

何々手永何村
何宮社内

何之某

小紙堅紙認

御請申上ゆ覚

一 梵鐘

幾ツ 高何尺
口何尺

右者拙寺所持仕居ゆ処、今度御達之旨、其意を得奉、名器并ニ時之鐘ニ而も之れなき間、何時ニても御用之節者仰付られ次第、異儀なく差出申可ゆ、其為御請書此如御座ゆ、已上、

年号月

何宗何寺何手永
何村

寺号

無住之寺者組合より連印を以相達ゆ様

(以下略)

雛形にはこの外に「梵鐘有無相改ゆ志ら遍帳」があり、その内容は記載した寺が中本寺か、小本寺か、または本寺並かといつた寺格と、その寺の本山及び所在地をまず記し、手永・村名・寺名・梵鐘の数と大きさ等々を寺単位に記すようになっていた。また「公領付属之寺院有無之事」という天領寺院を対象とした請書の雛形もみられる。

安政四年（一八五七）当時の肥後藩は天領には係わりがなかったように考えられるが、この「公領付属寺院有無之事」が一

連の雛形に添えられていることは、全雛形が幕府から示されたものであることを物語っている。そして寺社の所在地名欄だけが肥後藩向けに「何手永」と同藩が手直ししたものと考えられる。

右の雛形に添えて藩の寺社奉行から郡代に宛てて、寺々から請書を取り、手永単位の明細帳を作成のうえ、それを来月（六月中）に差出すよう命令が次のように出されている。

諸国寺院之梵鐘大砲小銃鑄換可之旨、公辺御沙汰之趣、御書付写相渡、去年九月達及置ゆ通ゆ処、右ニ付而猶阿部伊勢守様御渡成れゆ御書写別紙式通達及可旨、仰下ゆニ付、御支配之寺院并撞鐘之有ゆ社方へ茂洩さる様達之有、別紙文案通寺々より請書を取り、一手永限明細帳差調、来月中ニ相達らる可ゆ、

尤梵鐘差出方之儀者、其期ニ至り達及可ゆ間、兼而其旨相心得居ゆ様、申聞せ置かる可ゆ、以上
(安政四)
五月二十四日 寺社方 御奉行中

御郡代衆中

寺社奉行から右の様な命をうけた小国・久住郡代では、六月十二日付で管内の寺社に宛てて「右之通御達相成ゆ条、左様御心得、前文案趣を以、来る式拾五日迄相達らるべくゆ」と命じている。そしてこの命令に添えて同日付で手永惣庄屋に宛てて「別紙寺社二者御達披見之上、早々差回され、書付等差出ゆハ、是又急速相達らる可ゆ」と指示している。

さらに「右御触状者六月十三日、担夫勇五郎江相渡、差廻ゆ事」と郡奉行から郡代への指示もみることが出来る。

史料の制約のため梵鐘・撞鐘等がいかに差出されたか知りえないが、肥後藩では一連の梵鐘鑄換大砲小銃令（幕法）をそのまま藩法として、忠実に末端機構である手永惣庄屋まで布達し、かつ寺社へは梵鐘・撞鐘の差出を命じていることを知ることが出来るのである。

(ロ) 久留米藩

久留米藩の『藩法集』⁽³⁰⁾には、安部伊勢守から示された安政二年（一八五五）三月三日付の「梵鐘鑄換大砲小銃令」の二通に「右式通主膳殿御渡 五月七日」と追記した史料が収録されている。

主膳殿とは同藩重役有馬主膳であろうと考えられるが、右の二通の幕法が出されてから二カ月後の五月七日に、久留米藩では梵鐘差出に関する命令が有馬主膳によって示されたものである。同藩の『史料集』には右の二通の藩法と一行の追記のみしかみらず、上述の肥後藩のような関連の法令が知られていないので、同藩の具体的な動向は知りえない。

しかし、同藩は文化九年（一八一二）に天領豊前国宇佐郡で発生した百姓騒動に際して、いち早く足輕隊五十人を日田郡との藩境に待機させ、日田郡代三河口太忠に対して百姓鎮圧の応援をする旨の申出を行っている⁽³¹⁾。これは幕府に対して忠誠心を示したものであろうが、このような同藩の姿勢から考えて、梵鐘鑄換大砲小銃令に関しても忠実に励行したであろうことが想像できそうである。

(ハ) 島原藩

島原藩豊州領（豊前・豊後にまたがる二万八千石）の寺社からは梵鐘等の差出が行われており、それに対して藩から恩賞が与えられた記録が大分県豊後高田市の河野氏文書⁽³²⁾「河野家年代記」と、長崎県島原市の寺田氏文書⁽³³⁾「辛豊御日記抄書」に見られる。前者の史料は、島原藩豊州領国東郡田染組大庄屋を勤めた河野氏の年代記であるが、その安政三年（一八五六）の記述中に「五月中、異国防禦御手当寺院有之梵鐘差出候御翰有」との一文が認められる。

これは前年の三月三日付で阿部伊勢守から全国に示された梵鐘鑄換大砲小銃令が、島原藩の藩令として領内に布達されたのが安政三年の五月であることを物語るものである。

そして九年後の慶応元年（一八六五）六月二日の条には次のように記されている。

森村貴船宮、同村禪宗曹洞派釣蔵院（以下一四寺院、三社省略）

右二十ヶ所（撞鐘）所撞鐘一口ツ、献上仕候ニ付、当六月二日左之通御沙汰、

右大炮数拾挺御鑄立ニ相成候処、梵鐘致献上候、奇特ニ付晒幕釣灯壺本扇御紋御免（榜点は筆者）

この記述は、大炮数十挺鑄造にあたって島原領田染組内の神社等二十カ所から、撞鐘が一口づつ献上されたので「奇特」であるとして、藩から恩賞の晒幕と釣灯一本、さらに扇御紋御免の持権が与えられる旨の沙汰が、六月二日付であったというものである。

後者の『辛豊御日記抄書』には、島原藩豊州領（高田役所）内の神社等からの梵鐘献上に対する恩賞が、「河野家年代記」の記述に先立つものとして記されているので、次に抄出してみよう。

閏五月十三日、左之通寺院へ被下申渡候様、高田表へ可申遣旨郡奉行へ及沙汰、

覚

一御筆之額 高田村 若宮八幡宮

一麻幕并釣灯壺本、扇御紋御免

同村 妙寿寺

下来縄村 正福寺

（以下五四寺院・二〇社省略）

右大炮数拾挺御鑄立ニ相成候処、所持之梵鐘致献上、奇特ニ付、（榜点は筆者）

一晒壺反宛 芝崎村 光円寺

川原村 善照寺

右所持之梵鐘献上之義、外寺社人々先立、差出度申出候趣、相聞奇特ニ付、

右頭書之通被仰付候、此段被申渡候、

閏五月

(以下関連事項外につき中略)

閏五月十三日

一晒卷反 水崎村 万徳寺

仏蔵寺 良 桂

右去る亥年中、大砲数拾挺御鑄立相成候処、所持之半鐘致献上、奇特ニ付頭書之通被下置候、此段可被申渡候、

両史料の榜点部が示すように大砲鑄造のため島原藩豊州領から梵鐘が献上されたのは、上述の田染組の寺社を含めて寺院が五十六カ寺・神社が二十一社に及んでいる。これに対して恩賞は、藩主の筆であろうか「御筆之額」が高田村若宮八幡宮に、その他には「麻幕と釣灯一本及び扇御紋御免」が与えられている。麻幕と晒幕との記述の相違はあるが、両史料の大意は一致しているので表現の違いであろう。また芝崎村の光円寺と川原村の善照寺は、特に「外寺社人々先立」って献上を申出た由「相聞奇特ニ付」として、右の恩賞の外に晒一反ずつが与えられている。

なお島原藩豊州領の大砲鑄造には領内宇佐郡佐田村の賀来惟熊があたったようである。⁽³⁴⁾そして水崎村万徳寺と仏蔵寺の良桂への感状に「去る亥年中、大砲：御鑄立：」とあり、前後の様子から推測して文久三年（一八六三）に大砲が鑄造されたものようである。

(二) 広島藩

右の三藩のうち久留米藩は史料的制約のため論じえないが、肥後藩と島原藩は安政二年（一八五五）の梵鐘鑄換大砲小銃令に対して、忠実にこれに答えた藩といえよう。

これに対して本節で紹介する広島藩は幕法の梵鐘鑄換大砲小銃令を無視し、慶応四年（一八六八）六月になって、安政元年（一八五四）十二月二十三日の太政官符をうけた形で、はじめて梵鐘差出を命じているのが注目される。次にその差出を命じた文書を紹介してみよう。

態申遣ス

郡中寺院之釣鐘大砲等ニ可鑄旨、先年從朝廷被仰出候義も有之候へ共、於御領分ハ是迄末々御取上ケニも不相成候処、此度御入用之義も有之候条、志宣速ニ差出候様、与合村々江致示論早急取約メ書付ヲ以可申出もの也、

辰六月

御調郡

御役所

割庄屋宛

右の命令は戊辰戦争勃先後のものであり、新政府の顔色をうかがつての命令といった感がする文面であるが、「於御領ハ是迄末々御取上ケニも不相成候処」とあるように、安政三年以降、梵鐘鑄換大砲小銃令という幕法を完全に無視していたことがうかがえる文面である。

では広島藩は海岸防禦に關して無関心だったかといえれば決してそうにはなく、嘉永六年（一八五三）には八月と九月の二度にわたつて、銅類は藩府が「相当之直段ニ而御買上相成候趣ニ付」、他国へ持出を禁止する旨を命じている。そしてその銅・真鍮類は大砲鑄造のためのものであり、「きせる・香はし・杯損物ニ而も多人数方差出候得者多分相集」⁽³⁷⁾ものであることを、小百姓・浮過ニ至るまで、とくと申聞かせ、異国防禦の思想を徹底させることを命じている。

さらに安政二年（一八五五）三月十二日には、百姓家や寺社の床下の焰硝土の他領売りを禁止する通達を出している。⁽³⁸⁾ 床下の焰硝土の他所売禁止令を出した三月十二日以前の三月三日には、すでに阿部伊勢守から梵鐘鑄換大砲小銃令が示されていたわけであるが、上掲の慶応四年の法令を出すまで、広島藩ではまったく梵鐘差出は命じていなかったわけである。これはあきらかに幕法違反的行為であったといえよう。

おわりに

以上、幕府法への諸藩の対応について「生類憐み令」と「梵鐘鑄換大砲小銃令」を例として若干の検討を試みた。頭書にも述べたように、幕法は、ともすれば絶対的なもので全国に及んでいたと考えられがちであるが、ごく少例ながら幕法違反的行為を行っていた藩が存在したことを知りえた。そしてこのような事例は他の幕法に対してもありうるのではないかという疑問をいだかせ始めた。

幕府は部分的には反幕法的藩法の存在を容認する予地を有していたのだろうか。もし有していたとすればどのような部分でどの程度までだったのだろうか。反対に容認する予地を全く有していなかったとすれば、上述のように幕法違反的藩法が存在する以上、幕藩制を幕法と藩法の面から検討し直す必要があるのではないか、等々研究不十分ながら考えてみるこのごろである。今後の課題としたいと考えている。大方の御叱正を賜わりたく、お願いする次第である。

なお、幕末期における大砲鑄造に関するならば、豊後だけでも臼杵藩が文化五年（一八〇八）に大砲二〇門を備え、さらに文久三年（一八六三）には六カ所に台場を構築している。⁽³⁹⁾ また佐伯藩でも同年に女嶋の新沖ノ洲に砲台を築いている。府内藩でも「府内藩日記」の安政元年（一八五四）五月十三日の条に大砲鑄造の記述がみえ、元治元年（一八六四）九月十三日の条には、「祇園社旧在の大鐘」を差出したい旨の申出があった由の記述がみられるが、⁽⁴¹⁾ これらは史料の制約のため梵鐘鑄換大砲小銃令との関わりをあきらかにしえなかったもので、本稿ではとりあげなかったことを付記しておきたい。

- (1) 『徳川実紀』(第五篇)五三八頁。
- (2) 右同(第七篇)三頁。
- (3) 右同、第五・六篇より作成。憐み令の内容が多岐にわたるものがあり、この分類が必ずしもベターではないかも知れないが、一応のめやすとして作成した。
- (4) 大分県立大分図書館所蔵文書。
- (5) 北里篤氏文書。拙稿「生類憐み令と農民―地方史料教材化のための覚書―」大分女子高等学校『研究紀要』18。
- (6) 『藩法集』(1)「久留米藩」(史料五七)。
- (7) 「同」(8)「鹿児島藩」(島津家列朝制度卷之一、史料七四)。
- (8) 景浦勉校訂『松山藩法令集』(高札・制札・掟・定・条々・覚)史料6)。
- (9) 『広島県史』(近世資料編Ⅲ)(史料二〇七)。
- (10) 『藩法集』(1)「岡山藩」(上)(法令集卷之十・第五十四禽獸)史料一四五七)。
- (11) 「同」(2)「統諸藩・龜山藩」(重多公御代法度覚書)史料六)。
- (12) 注(9)に同じ。
- (13) 久多羅木儀一郎『豊後鶴崎町史』三二七頁。
- (14) 北里篤氏文書。注(5)に同じ。
- (15) 『大分市史』(上)五七〇頁。
- (16) 右同・五七二頁。
- (17) 注(4)(5)に同じ。
- (18) 塚本学『生類をめぐる政治』一一六頁・一二三頁。

- (19) 大田利男『杵築藩町人の生活——町役所日記から——』(1)。
- (20) 『町役所日記』(杵築市・飛松天満宮蔵)。
- (21) 『市政提要』(岡山藩)下「犬取捨之事」史料四八〇五二。
- (22) 『統徳川夷紀』(第三篇)安政二年三月三日の条。『幕末外国関係文書』八卷三〇三号。
- (23) 拙稿「梵鐘鑄換大砲小銃令と肥後藩の対応史料」『大分県地方史』一〇五号。なお同史料は読み下しの文章になっている部分のみらる。
- (24) 右同。
- (25) 村上直校訂『江戸幕府郡代官史料集』・野口喜久雄「地方申送書」『九州史学』七九号。
- (26) 右同「解説」。
- (27) 日田郡代池田岩之丞季秀。
- (28) 『後年記』(大分県直入郡久住町民センター史料室蔵)。
- (29) 拙稿(注23)参照。
- (30) 『藩法集』(四)(久留米藩)史料四八六五・四八六六。
- (31) 右同・史料三二五〇。
- (32) 豊田寛三「文献史料の調査——河野家年代記——」『豊後国田染荘』3(国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報)。
- (33) 安部信郎・鍋直靖『辛豊御日記抄書』(豊後高田市郷土研究会)。
- (34) 秦政博「迫る外庄と諸藩の対応」『大分の歴史』(7)。
- (35) 『広島県史』(近世史料編3)史料一八八二。
- (36) 右同・史料一八七五及び(注)。
- (37) 右同・史料一八八二。

(38) 右同・史料一九一四。

(39) 注(34)に同じ。

(40) 右同。

(41) 『大分市史』上・二六五頁。

〔付記〕

(一) 本稿は次の研究助成金による研究成果の一部をなすものである。

○昭和五八年度大分県教育公務員弘済会研究助成金による「生類憐み令と諸藩の対応——教材化のための覚書」。

○昭和五九年度科学研究費助成金(奨励研究B)「幕府法と諸藩の対応策の研究——幕法と藩法の研究——」。

(二) 本稿一・二節は、昭和六〇年度大分県地方史研究大会・総会での研究発表「生類憐み令と豊後諸藩の動向」に加筆したものである。

(三) 本研究を行うにあたって史・資料の提供・助言をいただいた大分大学助教授豊田寛三氏・元大分県立大分図書館資料課長赤峰重信氏・大分県史編纂班秦政博氏をはじめ、多数の方々のご好意・ご協力を得たことを記して、深甚の謝意を表する次第である。

(大分県立大分女子高校教諭・)

会 告

※ 会費のご納入は、次のいずれかでお願致します。

- (1) 郵便振替口座 下関八一五二九四 大分県地方史研究会あて
- (2) 大分銀行県庁内支店・普通預金口座 一六四三二一一 大分県地方史研究会あて